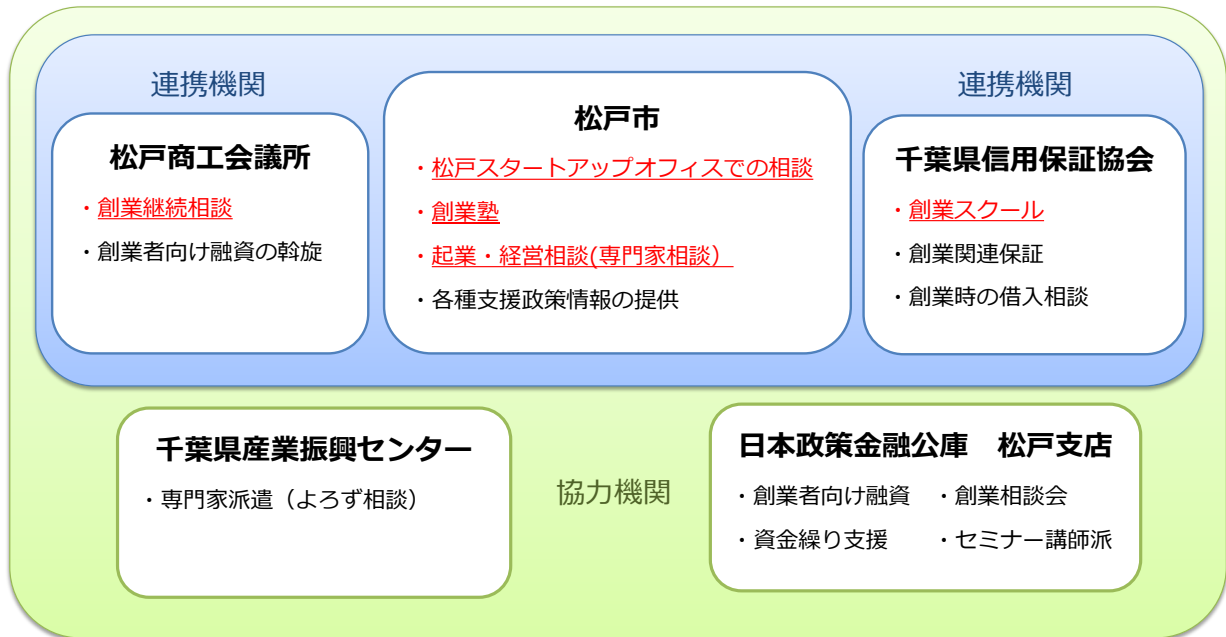


松戸市の創業支援

松戸市は松戸商工会議所と千葉県信用保証協会と連携、千葉県産業振興センターと日本政策金融公庫松戸支店と協力して創業支援を実施しています。



特定創業支援等事業

5つの事業が特定創業支援等事業と認められています。

松戸市の支援 …松戸スタートアップオフィスでの相談、創業塾、起業・経営相談(専門家相談)

松戸市の支援以外 …創業継続相談、創業スクール



特定創業支援等事業を受けたことの証明書について

特定創業支援等事業を一定回数以上(下記参照)受け、経営・財務・人材育成・販路開拓についての知識が身に付いた方に対し、松戸市が証明書を交付します。

証明書の交付に必要な支援回数

松戸スタートアップオフィスでの相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業塾	全8日中6日以上出席。 回数が満たない場合は、個別に相談(フォローアップ)を受けることで対応が可能。
起業・経営相談(専門家相談)	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業継続相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受け、松戸商工会議所から推薦書を取得すること。
創業スクール	全4回全て出席した後で、フォローアップを受けたもの。

問い合わせ先 松戸市役所 経済振興部 商工振興課 創業支援担当
電話 047-711-6377
FAX 047-366-1550
E-mail mcsyoukou@city.matsudo.chiba.jp

証明書の特典は
裏面をチェック!

特定創業支援等事業を受けた証明書の特典

1. 株式会社等を設立時の登録免許税が軽減されます

※市内で創業する場合のみ利用できます。

資本金の0.7%から0.35%に軽減されます。

株式会社 (通常)最低税額 15万円 (特例)最低税額 7.5万円

合同会社 (通常)最低税額 6万円 (特例)最低税額 3万円

合名会社・合資会社 (通常)6万円 (特例)3万円

2. 創業者向け信用保証の拡充

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を利用した融資に事業開始前に申し込む場合、特例により前倒しで申込ができます。

(通常)創業2か月前から申し込み可能 (特例)創業6か月前から申し込み可能

3. 日本政策金融公庫「新創業融資制度」自己資金要件等の充足

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する「新創業融資制度」について、創業資金総額の10分の1以上の自己資金要件を満たしたものととして制度を利用できます。

4. 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫の新規開業資金について、貸付利率の引き下げの対象となります。利率は担保や保証人の有無により異なります。

5. ちば創業応援助成金の申請

特定創業支援等事業を受けた証明書があれば千葉県で募集している「ちば創業応援助成金」に申請できるようになりました。

松戸市独自の支援

6. 松戸市新規会社設立登録免許税補助金の申請 (先着順)

松戸市特定創業支援等事業を受けた証明書がある方を対象に、市内で新たに会社設立を行った場合に登録免許税等の経費の一部を補助します。※会社法に定める会社を設立する場合のみが対象です

【補助対象経費および補助限度額】

1. 登録免許税(75,000円が限度)

株式会社を設立する場合 75,000円

合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合 30,000円

2. 定款認証手数料(50,000円が限度)

1.2を合算した125,000円が補助限度です。

1. 登録免許税の軽減
と併せると
会社設立時の費用が
実質無料!

7. 日本政策金融公庫からの借入が本市の利子補給の対象になります。

証明書の交付を受けた方が、日本政策金融公庫が取り扱う下記の資金又は貸付を対象に利子を補給します。

ア 小規模事業者経営改善資金

オ ソーシャルビジネス支援資金

イ 新規開業資金

カ 事業承継・集約・活性化支援資金

ウ 女性、若者/シニア起業家資金

キ 生活衛生新企業育成資金

エ 再挑戦支援資金

ク 食品貸付

問い合わせ先 松戸市役所 経済振興部 商工振興課 創業支援担当
電話 047-711-6377
FAX 047-366-1550
E-mail mcsyoukou@city.matsudo.chiba.jp